

令和6年（2024年）11月

# 区立高齢者集合住宅 入居者募集のご案内

募集案内  
配布期間

令和6年11月21日(木)から令和6年11月29日(金)

申込番号	募集する住宅名	募集戸数	入居者数
1	羽 沢	2戸	1人（単身者用）
2	土支田	1戸	1人（単身者用）
3	豊 玉	3戸	1人（単身者用）
4	高 松	2戸	1人（単身者用）

## 【申込方法】

郵 送	12月2日(月)までに練馬郵便局(指定の練馬郵便局留)に届いた申込書が有効です。練馬郵便局に持ち込む場合は「局留めです」とお伝えください。 <u>消印有効</u> ではありませんので早めに投函してください。
-----	---

窓 口	申込書を練馬区住宅課住宅係に提出してください。 (区民事務所、図書館では受付していません)		
	受付日時		受付場所
	11月21日(木) ┆ 12月2日(月)	平日のみ 午前8時30分から午後5時15分	住宅課住宅係 (区役所本庁舎13階)

オンライン	11月21日(木) ┆ 12月2日(月)	練馬区ホームページ <a href="https://logoform.jp/form/G2rU/746603">https://logoform.jp/form/G2rU/746603</a>	二次元コード(インターネット) 
	※署名用パスワード(6~16桁)を設定したマイナンバーカードとスマートフォンをご用意ください。 電子申請サービス(LoGoフォーム)で申請します。(電子申請申込でのよくある質問は3ページ参照) LoGoフォームについては以下アドレス「LoGoフォームをご利用になる方」の箇所をご参照ください。 <a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/yakandonichi/sonota/denshishinse20100223.html">https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/yakandonichi/sonota/denshishinse20100223.html</a>		

# 申 込 資 格

区立高齢者集合住宅には、つぎの1～7をすべて満たすことが必要です。  
抽選で資格審査対象者となった方は、資格審査にて入居資格を書類で証明していただきます。

都営住宅に申し込んだ方も、これらの条件を満たしていればお申込みいただけます。

## 1 65歳以上(昭和34年12月3日以前の生まれ)であること

## 2 練馬区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 練馬区内に、令和3年12月3日以前から申し込みの日まで、継続して3年以上居住していることが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、上記(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

## 3 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者および内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫、妻、パートナーとなっている方）および婚約者を含む）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、同居している親族全員が申込後から入居資格審査までの間に結婚し転出、または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となるときは申込みできます。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

## 4 自炊ができる程度に自立して生活できること

自炊などの日常生活に支障がないこと、または必要な介護を受けて日常生活を営めること。

## 5 所得が定められた基準内であること

6～11ページの計算方法により算出した世帯の年間所得額が、2,568,000円以下であること。（遠隔地扶養者がいる場合は、1人につき38万円を金額に加算します。）

## 6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

## 7 住宅に困っていること

- (1) 賃貸住宅、公的住宅、借家、社宅などにお住まいの方は、つぎのいずれかに該当していること。
- ア 正当な事由による立ち退き要求（自己の責めに帰すべき事由でない）を受けている
  - イ 高齢者の生活に不向きな住宅（風呂なしなど）に住んでいる
  - ウ 高額家賃（年間総収入を月額に換算し、家賃がその25%以上）
- (2) 住宅または土地の所有者（共有持ち分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込できます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。  
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書等の提出が必要です。
  - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方。（滞納等、本人に帰責事由がある方を除く。）  
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

## 電子申請申込 よくある質問

- Q 電子申請に必要な機器はなんですか。
- A スマートフォン（読み取り機能があり、xIDがインストールできるもの）と個人番号カード（マイナンバーカード）が必要です。
- Q 必要な機器を持っているのですが、電子申請ができません。
- A 1 スマートフォンを再起動すると解決することがあります。
- A 2 個人番号カード（マイナンバーカード）が読み取れない、カメラ機能で二次元バーコードが読み取れない問題として、個人番号カード（マイナンバーカード）が読み取り機能を停止、カメラが二次元バーコードに対応していないことがあります。詳細については、自身がお契約している携帯電話会社かお手持ちのスマートフォンの製造会社にお尋ねください。
- ・その他の問い合わせ
- ① xIDに関するお問い合わせは、以下のURLにアクセスしてください。  
<https://help.xid.inc/797d8e1bc3314c3eba41a47027a27211>
  - ② LoGoフォームに関するお問い合わせは、以下のURLにアクセスしてください。  
<https://logoform.tayori.com/q/logo-faq/>

## 入居後のご注意

区立高齢者集合住宅は公共の施設ですので、公営住宅法をはじめとする法令、規則上の義務があります。入居後は下記の内容を遵守していただきます。

- ① 共用設備の維持管理などのため、住宅の使用料（家賃）のほかに共益費をご負担いただきます。
- ② 高齢者集合住宅では、犬・猫・鳥等の飼育はできません。
- ③ 住宅内では、構造上または安全性等の理由により、一部ご使用いただけない設備や機器等もあります。
- ④ 毎年、世帯の収入額等を報告していただきます。報告がない場合には、近隣の賃貸住宅の賃料に相当する額が使用料として決定されます。
- ⑤ このほかにも事前の申請や届出の義務があります。

# 募集する住宅

区立高齢者集合住宅は、住宅にお困りの高齢者のための借上げ施設です。

申込番号	住宅名 (所在地)	募集戸数	入居者数	間取り (専用面積)	予定使用料
1	羽沢高齢者集合住宅 (羽沢3-36-16)	2戸	1人	1DK (28~33㎡)	16,600円 ~ 38,000円
2	土支田高齢者集合住宅 (土支田2-40-18)	1戸	1人		
3	豊玉高齢者集合住宅 (豊玉南3-9-13)	3戸	1人		
4	高松高齢者集合住宅 (高松6-3-24)	2戸	1人		

- いずれも平成5~6年に建設された集合住宅です。(各棟にエレベーターがあります)
- 入居者の緊急時に備え、呼出ボタンを押した場合や生活動線上に動きがない場合に発報する緊急通報システムが設置されており、民間の警備会社が安否確認できるようになっています。(ケア付き住宅ではありませんので、家事や介護等のサービスはありません。入居者ご自身で自炊ができる程度に自立して生活できる方が入居できる住宅です。)

<b>申込方法</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 2~3ページの申込資格を確認してください。</li> <li>(2) 12ページの記入例にしたがって申込書に必要事項を記入の上、<b>2か所に85円切手</b>を貼ってください。</li> <li>(3) 申込書を郵送もしくは窓口へ提出してください。 申し込み後の流れは5ページを確認してください。</li> </ol>
<b>申込みにあたっての注意</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申込書は1名につき1通のみ有効です。 1名で2通以上の申込書を送ったとき(同じ住宅、別の住宅への申込を問わず)は無効です。 ※都営住宅に申し込んでいる方も、申込みことが可能です。</li> <li>(2) 他の募集(公的住宅を含む)で、すでに合格・登録されている方は原則として申込みできません。</li> <li>(3) 申込み後に、申込み内容を変更することはできません。</li> <li>(4) 証明書類(住民票の写し等)を添付する必要はありません。抽せん後、合格となった方の資格審査のときに提出していただきます。</li> <li>(5) 申込みの代行業者は練馬区とは全く関係ありません。</li> </ol>

# 申込み～入居までのながれ

## ① 抽せん番号の通知

令和6年12月9日(月)頃発送

郵便はがき（申込書下部のはがき）でお知らせします。

## ② 公開抽せん会の開催

令和6年12月16日(月)午前10時から

区役所本庁舎19階1907会議室にて行います。抽せん会への参加は必須ではありません。抽せんにより、資格審査対象者と補欠者を決めます。

## ③ 抽せん結果の通知

令和6年12月16日(月)以降

抽せん結果（資格審査対象者、補欠者、落せん）を発表、通知します。電話による抽せん結果のお問い合わせにはお答えできません。

- (1) 区役所本庁舎13階エレベーターホールの掲示（公開抽せん会終了後）
- (2) 区民事務所（練馬区民事務所を除く）の掲示（令和6年12月17日(火)から）
- (3) 練馬区ホームページ（令和6年12月16日(月)午後5時頃から）
- (4) 郵便による通知（令和6年12月19日(木)頃発送）

※ 「補欠者」の方は、「資格審査対象者」の失格や辞退が出た場合に、順番に繰り上がって資格審査対象者となります。補欠の資格は、公開抽せん会から1年以内の日もしくはは次回の入居者募集の開始前日のいずれか短い日まで有効です。

## ④ 資格審査対象者の資格審査

令和7年1月下旬頃

審査日時などのご案内は、令和6年12月27日(金)頃に発送します。  
必要書類をお持ちのうえ練馬区住宅課までお越しください。面接により審査します。

## ⑤ 資格審査合格者への住宅のあっせん

令和7年5月以降

原則として、各住宅の抽せん順位の上位の方からあっせんします。募集する住宅は修繕中のため修繕の状況により、あっせんが遅れる場合もあります。

## ⑥ 入居

入居説明会に出席後、入居許可日から15日以内に入居となります。

入居手続きには、保証金（住宅使用料の2か月相当額）、連絡人となる方1名（または1法人）および身元引受人1名が必要です。

連絡人となる方は、つぎの要件のいずれかを満たす方です。

- (1) 日本国内に住所を有する満18歳以上の方
- (2) 日本国内に主たる事務所が所在する法人

※ 連絡人の方には使用者と連絡を取っていただくほか、緊急の際に使用者の親族と連絡を取っていただくことがあります。

身元引受人となる方は、使用者などに常時の介護が必要になり、これを居宅において受けることができない場合に、一身上の扱いについて、練馬区と協議できる方です。（連絡人と同じ方でも結構です。）

# 所得額の計算方法

原則、前年の所得（令和6年度住民税課税（非課税）証明書の所得（令和5年1月～12月の所得））で判断しますが収入の状況が変わった場合は、現在の所得により判断します。下の表に書き込みながら、①～⑤の手順で計算して、年間所得額が所得基準（2ページ）を満たしているかご確認ください。

入居する方	①高齢者住宅の所得金額	②個人の特別控除額	③差引額（①－②）
収入のある方（ <input type="text"/> ）	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円

上記の「③差引額」の合計（円）－④世帯の特別控除額（円）

= ⑤ ・・・世帯の年間所得額

## ① 入居する方の「高齢者住宅の所得金額」を、所得の種類に応じて計算します

厚生年金、国民年金、共済年金などの年金所得・・・8ページの方法で計算

個人事業、不動産、利子、配当などの事業等所得・・・9ページの方法で計算

給料、賃金などの給与所得・・・10～11ページの方法で計算

※複数の所得に該当する方は、それぞれの高齢者住宅の所得金額を計算して合計してください。

所得に含まないもの・・・遺族年金、障害年金、失業給付金、仕送り、増加恩給（併給の普通恩給を含む）、労災保険の各種給付金、生活扶助等の非課税所得、退職金などの一時所得

## ② 「個人の特別控除額」を計算します

個人の特別控除額（②）は、ひとり親に該当する方は35万円、寡婦に該当する方は27万円を控除額として計算します。

### ひとり親に該当する方

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる単身者で、年間所得金額が500万円以下の場合

### 寡婦に該当する方

ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに該当する場合

- 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、年間所得金額が500万円以下の方
- 夫と死別した後婚姻していない方、または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方（この場合は、扶養親族がいることは要件になっていません）

## ③ 「差引額」を計算します

所得金額（①）から個人の特別控除額（②）を差し引き、差引額（③）を計算します（計算結果が0円未満となる場合は0円とします）。

#### ④ 「世帯の特別控除額」を計算します

6 ページの世帯の特別控除額（④）は、申込者本人、または遠隔地扶養者が、下記の4つのいずれかに該当する場合に計算します。

※年齢は令和6年12月2日現在です

(1) 老人扶養控除	10万円（1人につき）
所得税法上の扶養親族である、70歳以上の方	
(2) 特定扶養控除	25万円（1人につき）
所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）である、16歳以上23歳未満の方 ※平成13年11月23日から平成20年12月3日生まれの方	
(3) 障害者控除（ア～オのいずれかに該当する方）	27万円（1人につき）
ア 愛の手帳3～4度の方 イ 精神障害者保健福祉手帳2～3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度であると判定された方を含む） ウ 身体障害者手帳3～6級の方 エ 戦傷病者手帳第4項症～第2目症の方 オ 65歳以上の方で、ア・ウと同程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
(4) 特別障害者控除（ア～クのいずれかに該当する方）	40万円（1人につき）
※(3)の障害者控除を合わせて受けることはできません。 ア 愛の手帳1～2度の方 イ 精神障害者保健福祉手帳1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度であると判定された方を含む） ウ 身体障害者手帳1～2級の方 エ 戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方 オ 精神上的障害により、事理の弁識能力を欠く方 カ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ク 65歳以上の方で、ア・ウと同程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

※ 遠隔地扶養者とは、区立高齢者集合住宅には入居しないが、申込者の所得税法上の扶養親族をいいます。会社や税務署への「扶養親族の申告」を行い認められていることが必要です。

#### ⑤ 「世帯の年間所得額」を計算します

差引額（③）を計算して、そこから世帯の特別控除額（④）を差し引き、世帯の年間所得額（⑤）を計算します。⑤の金額が、2 ページの所得基準に当てはまる方は、所得の要件を満たすこととなります。

※ただし、生活保護受給中の方は所得を0円とします

# 年金所得の計算方法

年金所得のある方については、所得金額はつぎのとおりです。

※遺族年金、障害年金は所得とはなりません。

## 1 令和4年12月以前から年金を受けている方

「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」のはがきなどで確認してください。右の **あ** の金額の合計を、下表の計算式に当てはめて、**高齢者住宅の所得金額**を計算します。

## 2 令和5年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変わった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認してください。年金の支払額を年額に直して、下表の計算式に当てはめて、**高齢者住宅の所得金額**を計算します。

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所または居所								
	氏名								
	生年月日								
区分	支払金額	源泉徴収税額							
法203条の3第1号適用分	円	円							
法203条の3第2号適用分	円	円							
法203条の3第3号適用分	円	円							
年金の種類別	本人					控除対象配偶者の有無等			
	特別障害者	その他障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	有	無	老人控除対象配偶者の有無	有	無
控除対象扶養親族の数		本人以外の障害者の数			社会保険料の金額				
特定人	老人人	その他人	特別人	その他人	円				
(摘要)									
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長									
印									

〈年金受給者の所得金額の求め方〉 ※高齢者住宅の所得金額を計算してください。

受給者の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	高齢者住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	

- ※ 「65歳以上」には昭和34年12月3日以前に生まれた方が該当します。
- ※ 年金収入額が4,100,000円以上の場合は練馬区住宅課へお問い合わせください。
- ※ 複数の年金を受けている方は合計して計算してください。

# 事業等所得の計算方法

事業等所得のある方については、所得金額はつぎのとおりです。  
(すでに廃業した事業については所得金額を0円とします)

## 1 令和5年1月1日以前から同じ事業を行っている方

「令和5年分の所得税の確定申告書B」では、**あ**の金額から**い**の金額を引いた金額が、**所得金額**となります。

確定申告をされていない方は、令和5年1月～12月までの所得額の合計額となります(つぎの2の方法により高齢者住宅の所得金額を計算してください)。

### 令和 05 年分の所得税の確定申告書B

<第一表>

所得金額	事業等①	1899/27
	農業②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	雑⑦	
	総合譲渡・一時 ⑧+((③+④)×1/2)	<b>い</b>
	合計⑨	<b>あ</b> 1899/27

<第二表>

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
練馬 好子 生年月日 明・大 昭・平 19.5.10	妻	12月	600,000
氏名			<b>う</b>
生年月日 明・大 昭・平 . .			
氏名			
生年月日 明・大 昭・平 . .			
⑬ 専従者給与(控除)額の合計額			600,000

※ 事業専従者の場合は、**う**の給与額を11ページの計算式に当てはめて、高齢者住宅の所得額を計算します。

## 2 令和5年1月2日以降に現在の事業を始めた方

現在の事業を始めたときからの月別の収入額、必要経費、所得額を右表に記入して、12カ月分の高齢者住宅の所得金額を計算します。

※ 病気等により1か月以上収入がない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

(1) 仕事を始めた日が令和5年1月2日～11月1日までの方(令和5年11月～6年10月までの所得額の合計が**高齢者住宅の所得金額**となります。)

(2) 仕事を始めたのが最近で、営業した日数が12カ月未満の方(所得金額の平均月額を12倍した金額が**高齢者住宅の所得金額**となります。)

所得合計 ÷ 営業した月数 × 12 = 高齢者住宅の所得金額  
( ) ( ) ( )

営業した月	収入 (a)	必要経費 (b)	所得金額 (a) - (b)
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			所得合計

# 給与所得の計算方法

会社員、店員、日雇い、パート、アルバイト等の方については、所得金額はつぎのとおりです。  
(すでに退職した仕事については所得金額を0円とします)

## 1 令和5年1月1日以前から同じ勤務先に勤務している方

「令和5年分給与所得の源泉徴収票」の **え** の金額が税法上の**所得金額**となります。  
この額から100,000円差し引いた金額が高齢者住宅の所得金額となります。

源泉徴収票が交付されない方は、令和5年1月～12月までの税込支給額の合計（給与額）を次ページの表の推定年収に当てはめて、高齢者住宅の所得金額を計算します。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票														
支払を受ける者	住所又は居所			氏名	(フリガナ)		(役職名)		(受給者番号)					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額								
	円	円		円		円		円						
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)			障害者の数(本人を除く)		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
有 無 従有 従無	円	特 定 人	老 人	そ の 他	特 別 人	そ の 他	円	円	円	円				
		人	人	人	人	人								
(摘要)										配偶者の合計所得		円		

※ 病気等により1か月以上収入がない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

## 2 令和5年1月2日以降に現在の勤務先に就職した方

現在の勤務先での月別収入を右表に記入して、(1)～(3)のうち該当する方法により、推定年収を計算します。その金額を次ページの表の推定年収に当てはめて、高齢者住宅の所得金額を計算します。

(1) 働いた月が12カ月ある方

$$\text{収入合計} + \text{賞与合計} = \text{推定年収}$$

$$(\quad) + (\quad) = (\quad)$$

(2) 働いた月が12カ月未満の方

(収入合計を収入のあった月数で割り、それを12倍します。)

$$\text{収入合計} \div \text{収入のあった月数} \times 12 + \text{賞与合計} = \text{推定年収}$$

$$(\quad) \div (\quad) \times 12 + (\quad) = (\quad)$$

(3) 最近就職し、まだ1か月分の給与が支給されていない方  
(基本給、家族手当、住宅手当など、毎月必ず支給される  
固定的給与を12倍します。)

$$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年収}$$

$$(\quad) \times 12 = (\quad)$$

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入合計	賞与合計

## <給与所得者の所得額の求め方>

推定年収を計算した場合は、下表の計算式により**高齢者住宅の所得金額**を計算します。

※複数の所得がある方は推定年収（または給与額）を合計して計算してください。

推定年収（年間総収入額）	税法上の所得金額	高齢者住宅の所得金額
0円～1,627,999円の場合は、つぎの計算方法となります。		
0円 ～550,999円	0円	0円
551,000円 ～1,618,999円	推定年収 －550,000円	税法上の所得金額 －100,000円
1,619,000円 ～1,619,999円	1,069,000円	969,000円
1,620,000円 ～1,621,999円	1,070,000円	970,000円
1,622,000円 ～1,623,999円	1,072,000円	972,000円
1,624,000円 ～1,627,999円	1,074,000円	974,000円
1,628,000円～6,599,999円の場合は、「A」を求めてから所得計算をします。 「A」＝収入金額÷4（割った後、千円未満の端数を切り捨てます。） （例）年間総収入が2,386,998円の場合 $2,386,998 \div 4 = 596,749.5 \Rightarrow 596,000$ （千円未満切り捨て）…A $596,000 (A) \times 2.8 - 80,000 = 1,588,800$ 円（税法上の所得金額）		
1,628,000円 ～1,803,999円	「A」×2.4 + 100,000円	税法上の所得金額 －100,000円
1,804,000円 ～3,603,999円	「A」×2.8 - 80,000円	
3,604,000円 ～6,599,999円	「A」×3.2 - 440,000円	
6,600,000円～8,499,999円の場合は、下記の計算方法となります。		
6,600,000円 ～8,499,999円	推定年収×0.9 －1,100,000円	税法上の所得金額 －100,000円

# 区立高齢者集合住宅使用申込書の記入例

下記のとおり、太枠線内(白色部分)の項目をご記入のうえ、2か所に85円切手を貼ってください。郵送される方は、専用の封筒(茶色のもの)に入れて、110円切手を貼って投函してください。

## 高齢者住宅 令和6年11月 区立高齢者集合住宅使用申込書

練馬区長 あて

私は、練馬区立高齢者集合住宅条例に基づき区立高齢者集合住宅の使用を申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、または申込者(現に同居し、または同居しようとする親族を含む。)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。また、許可の上は、申込者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

[無効とならないよう、記入例をお読みのうえ、太枠線内の欄を記入してください]

希望住宅	希望住宅1つに○をつけてください。			
	① 羽沢	② 土支田	③ 豊玉	④ 高松
フリガナ	ネリマ イチロウ		(〒176-0099)練馬区	
氏名 (外国人通称名)	練馬 一郎		住所 豊玉東5-5-1 練馬荘102	
	( )		( )	
生年月日	大(昭) 27年 10月 1日(満72歳)		区内居住年数	15年
			電話	03(3993)1111

※外国人の方は、上記「氏名」欄に本名を記入し、通称名がある場合は「外国人通称名」欄にも併記してください。

郵便はがき②



176-0099

住所 練馬区  
豊玉東5-5-1 練馬荘102

氏名 練馬 一郎 様

令和6年11月 区立高齢者集合住宅  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1  
練馬区建築・開発担当部住宅課

申込番号 ※1~4のいずれかに○  
①・②・③・④

抽せん結果のお知らせ

郵便はがき①



176-0099

住所 練馬区  
豊玉東5-5-1 練馬荘102

氏名 練馬 一郎 様

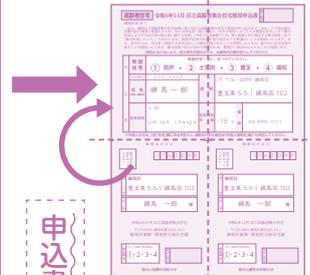
令和6年11月 区立高齢者集合住宅  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1  
練馬区建築・開発担当部住宅課

申込番号 ※1~4のいずれかに○  
①・②・③・④

抽せん番号のお知らせ

希望住宅の申込番号1~4の1つに○をつけてください。  
※住宅の詳細は4ページに記載してあります。  
記入もれや不備がある場合は無効となります。

外国人の方は、氏名欄に本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。



申込書は切り取らずに4つ折にして入れてください。



付属の専用封筒(茶色)

85円切手2枚を必ず貼ってください。  
切手の貼り忘れや金額不足の場合は、無効となります。ご注意ください。

110円切手を必ず貼ってください。

お問い合わせ

練馬区建築・開発担当部住宅課(区役所本庁舎13階)  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 ☎03-5984-1619